

第二回中国（武漢）銀髮經濟博覽会

出品案内書

会期：2026年9月29日(火)～10月1日(木)

会場：武漢国際博覧中心

JETRO

日本貿易振興機構(ジェトロ)

第二回中国（武漢）銀髪経済博覧会 ジャパン・パビリオン 出品案内書

ジェトロは、中国・武漢で開催される「第二回中国（武漢）銀髪経済博覧会」にジャパン・パビリオンを設置し、日本の介護サービス、福祉機器、認知症ケアサービス・関連商品、バリアフリー用品、高齢者向けレンタルサービスに活用できるリハビリ機器や補助具等のPR、および中国企業との商談支援を行います。

本博覧会は、武漢市および中国中部エリアの高齢者産業の最新状況を理解しつつ、自社の介護サービスや関連商品等を周知し販路開拓に繋げる機会になることが期待されます。中国におけるビジネスの拡大や新規市場開拓を目指す皆様のご参加をお待ちしております。

応募締切：2026年8月14日(金)

◆展示会概要◆

名 称	第二回中国（武漢）銀髪経済博覧会
会 期	2026年9月29日(火)～10月1日(木)
会 場	武漢国際博覧中心
主 催 者	武漢市城投集団、中国保利集团有限公司
出 品 者 数	約300社 ※前回実績
展 示 規 模	20,000㎡ ※前回実績
来 場 者 数	延べ50,000人 ※前回実績

◆ジャパン・パビリオン 概要◆

主 催	日本貿易振興機構武漢事務所
展 示 規 模	約90㎡（予定）
会 場	武漢国際博覧中心
募 集 企 業 数	10社程度 （審査あり。中堅・中小企業対象。ただしスペースに余裕がある場合は中堅・中小企業以外も参加可能。）
出 品 対 象	医療・検査器具、バリアフリー用品、介護サービス、認知症ケアサービス・関連商品、福祉機器、リハビリ機器など

◆出品料・形態◆

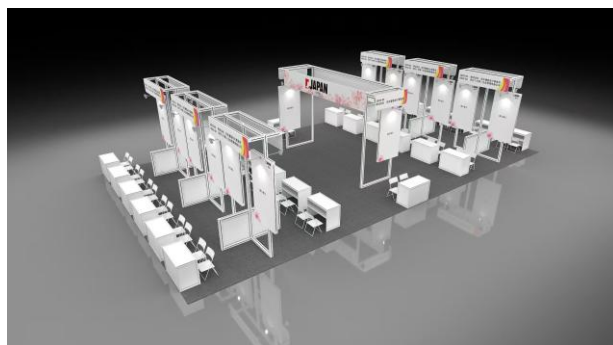
➤出品料：無料

※但しキャンセルの場合は契約成立後（ジェットロの採択通知書による承諾意思表示の発信時点より）
キャンセル申出時点で発生している実費を負担頂きます。

➤出品形態：オープンスペース

- ・来場者に対して、日本の高齢者介護サービス、認知症ケアサービス・関連商品、福祉機器、リハビリ機器、健康食品等をPRすることを目的とする。
- ・各出品企業には、オープンスペースにて展示及び商談をしていただくことになります。応募者多数の場合はスペースを調整する可能性やご参加頂けない可能性もありますので予めご了承ください。

【イメージ】



●ジェットロと主催者が負担・提供するサービス

◇ジャパン・パビリオン出展

- 展示スペース費用（机と椅子）
- ブース施工費用
- 一定の電源および電気代
- ジェットロによるバイヤー誘致、現地メディアやSNS等を活用したPR

●含まれないサービス

◇上記以外にかかる費用（例として以下）

- 出品物調達費
- 渡航費（航空賃、宿泊代）、ビザ代、旅行傷害保険料等
- 現地での移動交通費
- 食費等の個人的な経費
- 会場までの出品物の手配・輸送費（同輸送費には、通関、見本市会場内の搬入・搬出費用、空箱保管料、貨物保険料等の輸送関連経費を含む。）
- ブースアシスタント、通訳等に係る手配・経費
- 追加電源費用、追加備品、広報素材などの制作費用

◆ 中小・中堅企業定義・要件 ◆

以下(1)および(2)の定義・要件をともに満たす場合に、本事業における中堅・中小企業とみなします。

中小企業の定義

(1) 中小企業基本法の定義

製造業その他	資本金の額又は出資の総額が3億円以下の会社又は 常時使用する従業員の数が300人以下の会社及び個人
卸売業	資本金の額又は出資の総額が1億円以下の会社又は 常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人
小売業	資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の会社又は 常時使用する従業員の数が50人以下の会社及び個人
サービス業	資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の会社又は 常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人

※常時雇用する従業員の数には、事業主、役員の人数、臨時の従業員を含みません。

※法人格のない個人事業者によるお申し込みについても、同様に判断します。

(2) 中堅企業の定義

常時使用する従業員の数が2,000人以下の会社および個人（中小企業を除く。）*

*産業競争力強化法（平成25年法律98号）第2条24項に規定する会社

※中堅企業の除外要件

常時使用する従業員の数が2,000人を超える法人に直接又は間接に100%の株式を保有される事業者

ただし、上記の条件に該当する企業様であっても他の国庫補助金による支援を受けている場合は、中堅・中小企業料金の適用が出来ない場合もあります。必ず補助金の所管部署等へ確認の上、お申し込みください。

◆出品要件◆

- 日本で法人資格を有する企業や団体であること。
- 前述の出品対象分野に合致する製品・技術・サービスを有する日本の企業であること。
- 現地法人または販売代理店からの申込み等メーカーの直接参加でない場合は、メーカーから本イベント参加に係る書面での委任を受け、販売授權書（委任状）を発行できる製品のみが出品対象であり、申込時に販売授權書(委任状)を提出すること。
- 販売授權書(委任状)が未提出の製品が出品された場合、その出品物は即時撤去すること。
- 対象分野に合致する日本ブランドの製品・技術・サービス等を紹介すること。但し、薬機法に抵触する表現・表示をしていないこと。
- 日本・中国間の渡航規制に関わらず、搬入・搬出及び会期の全日程において、製品や企業説明や商談が可能な1名以上が自社ブースに常駐できる企業であること。(会期途中の撤収は不可)
- 本見本市出品について、経営者・事業責任者を含めて、社内での同意が得られていること。
- 出品目的が調査や研修目的等でなく、商談目的であること。
- 商談に必要な相応の準備ができること。また、会期後も商談および輸出に関与できる担当者がいること（中国語で商談ができること）。
- 展示会主催・運営機関の定める展示会参加要項に従い準備・出品ができること。
- 展示会主催・運営機関、ジェトロが求める提出書類を事前に準備できること。
- ジェトロが成果把握等のために実施するアンケートにご回答いただけること（会期中、会期後）。
- 申し込みは中堅・中小企業の日本本社名で行うこと。但し、スペースに余裕がある場合は中堅・中小企業以外の参加も可能。（中小企業とは中小企業基本法に定める中小企業者 <https://www.chusho.meti.go.jp/soshiki/teigi.html>。中堅企業とは応募日において常時使用する従業員の数が2,000人以下の会社法人とする。）
- 本案内書および「[海外見本市出品要綱](#)」の記載事項を了承していること。同案内書に記載されていない事項は、同要綱の定めに従うものとする。なお、同案内書と同要綱に矛盾がある場合には、本案内書の記載内容を優先する。

◆留意事項◆

以下には重要な情報が記載されています。お申し込みの前に必ずご確認ください。

【全 体】

1. 外国為替および外国貿易法等、国内法令に定めのある出品物の出品については、出品者の責任において、輸出するまでに許可等の取得をお願いします。但し、許可の可否は出品までに確認をお願いします。
(経済産業省安全保障貿易管理課ホームページ：<https://www.meti.go.jp/policy/ampo/>)
2. 申し込みいただいた内容に変更がある場合は、JETROにご連絡ください。また、申込締切日を過ぎてからの変更には応じられない場合がありますので、予めご了承ください。
3. JETROが出品者として適当であると承認することを要件とします。
4. 搬入～会期～搬出の全日程を通じて会場アテンドをお願いします。展示会最終日の終了時刻以前の撤収は認められません。
5. 会場の諸規定や開催国・開催地の関係法令等を遵守することとします。
6. 偽造品、不良品、知的財産権の権利侵害品の展示はできません。また、会場内で使用される展示物・映像・音楽は、著作権を侵害しないようにしてください。展示・実演で音楽の演奏・オーディオ・ビデオの録音物を再生する場合は、著作権に対する処理手続きが必要です。
7. ご提供いただいた個人情報、事業実施のため、設計業者、施工業者、現地バイヤー、主催者等の事業関係者に提供する場合がございします。また、本博覧会に関するプレスリリース、JETROホームページ、主催者運営オンラインサイト等において企業情報や出品物の情報等が公開される場合がございます。予めご了承ください。
8. 現地への展示品の輸送、展示会場内の搬出入は全て出品者の責任において実施願います。
9. 主催者から変更の要請・指示があった場合、JETROは本出品のご案内に記載の内容を変更させていただく可能性があります。

【ジャパン・パビリオン】

1. 出品の採択、展示スペースの位置や面積等は出品規模、出品物、業種等を考慮し、確保できたスペース内で展示構成を配慮しつつ、JETROが決定します。JETROは出品者より一切の希望・要求を受け付けません。
2. 提供された展示スペースの転貸、売買、交換、譲渡は出来ません。
3. ブースのデザイン・設計および施工はJETROが、出品物の展示・陳列は出品者が行います。
4. 出品物の展示方法および出品者が自ら施した装飾が、JETRO・ブース全体の統一感を著しく乱すと判断された場合、JETROの指示に基づいて変更いただく場合があります。
5. 戦争、天災、政情不安等の不可抗力が発生した場合、また外交関係、経済関係等のやむを得ない事由からJETROとしての見本市への参加が不適当もしくは不可能となった場合、出展を取りやめることがあります。JETROはこれによって生じたいかなる損害に対しても賠償責任を負いません。
6. JETROは、会期中およびその前後を通じて会場内外で発生した傷病、事故、盗難、火災、その他一切の原因を理由とするいかなる損害・損失・損傷についての責任を負いません。
7. 相応の理由なしにキャンセルされた場合や、実績報告書・アンケート・調査へご協力いただけない場合には、今後JETROが実施する事業の選定等において考慮されることとなります。

◆申込方法・締切◆

本案内書および「[海外見本市出品要綱](#)」「[輸出管理等の外為法関連規制に関する特記事項](#)」をよ
くお読みの上、以下のSTEP1を申込締切までに完了させてください。

STEP 1 出品申し込み <必須>

企業情報・商品情報を下記URLよりご登録ください。

URL : <https://www.jetro.go.jp/customer/act?actId=B0090609A>

【申込締切】：2026年8月14日（金） 18時00分（日本時間）

※初めてのお申し込みの方は、「お客様情報登録(無料)」から入力が必要です。

※STEP 1 の提出にて申し込み完了です。ご登録いただいた情報を基に、審査を行います。

※応募多数の場合、上記申込締切より早く締め切る場合があります。



STEP 2 Japan Street 商品情報登録 <任意>

Japan Street とは、ジェトロ招待バイヤー専用のカタログサイトです

* 詳細・登録はこちら :

https://www.jetro.go.jp/services/japan_street.html

※本事業で出品採択されなかった場合も、Japan Streetのサービスがご利用可能です。

また、本事業以外でも、本サービスの登録を推奨している事業がございますので、まだご登録され
ていない企業様はこの機会にぜひお申し込みください。

商品に関心を持ったバイヤーから引き合いが入りましたら、後日、ジェトロより出品者に商談につい
てご連絡いたします。

◆お問合せ先◆

【中国】ジェトロ 武漢事務所

（担当：廣田、李）※日本語可

TEL : +86-027-5950-0707 (103)

E-mail : PCW@jetro.go.jp